

資料：水銀を含有する産業廃棄物の処理基準

水銀を含有する産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準、処分又は再生基準、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準、処分又は再生基準によるほか、次に示す基準を遵守してください。

■水銀を含有する産業廃棄物の処理基準（施行令第6条、第6条の5）

1 廃水銀等の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 必ず容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集運搬すること。
- ② 積替え保管を行う場合には、容器に入れて密封し、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合には、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。

(3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が判定基準を満たす場合には、次の追加的措置を講じた管理型最終処分場で処分することができる。（判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、分散しないように行うこと。
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
- ③ 流出及び雨水侵入防止措置を講ずること。

2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。

- ① 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有する鉱さい、ばいじん及び汚泥
- ② 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ

3 水銀含有ばいじん等の処理基準

(1) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。
ア 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥及び鉱さい
イ 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ
- ③ 水銀含有ばいじん等のうち、燃え殻、ばいじん又は汚泥であって、判定基準を満たさないものを埋立処分する場合には、あらかじめ、判定基準を満たすよう処理するか、コンクリート固型化を行うこと。

(2) 最終処分

水銀含有ばいじん等又はその処理物が判定基準を満たす場合には、管理型最終処分場で処分することができる。（コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。
- ② 保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀使用製品産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼又は分離により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、ひずみゲージ式センサ、滴下水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。